

神奈川県立21世紀の森の指定管理者募集に係る質問と回答

令和7年3月7日現在

番号	質問事項	回答
1	<p>申請書類の法人等に関する書類の令和8年度の事業計画書及び収支予算書について 個人情報と企業内機密情報は黒く塗りつぶす形で提出してもよろしいでしょうか？</p>	<p>申請書類の記載内容は外部に出せる範囲のもので結構ですが、外部評価委員会において必要と考えられるものが不足している場合、提出を求める場合があります。</p>
2	<p>今後、施設内の設備について、増設又は撤去する計画がありますか？</p>	<p>現時点では、計画はありませんが、今後、検討する可能性があります。</p>
3	<p>太陽光発電システム等に関する自然エネルギー設置計画はありますか？</p>	<p>現時点では、計画はありませんが、今後、検討する可能性があります。</p>
4	<p>県民利用の促進に伴う広報について、県のたよりへの掲載については協力できないでしょうか？</p>	<p>原則として自主事業の掲載はできませんが、県との共催事業や指定管理業務については掲載できる可能性があります。 ただし、掲載にあたっては掲載要件があります。</p>
5	<p>キャッシュレス決済の推進について 現在、神奈川県でキャッシュレス化の推進に向けた取り組みとして、導入に向けての助成金や推進を支援するための支援金制度などが行われているようであれば、それらを活用しながら積極的な導入を検討したいと考えております。キャッシュレス化に向け、現在神奈川県で利用可能な助成金制度や支援金制度がありましたら、具体的にご教授ください。</p>	<p>本施設ではQRコードのステッカー等での導入を想定しており、キャッシュレス決済に係る手数料も指定管理料の積算に含んでいます。 端末導入の県の助成金や支援金制度はございませんが、上記以外の方法での導入を妨げるものではありません。</p>
6	<p>指定管理業務に伴う経費 備品について、「施設管理の継続的な運営に必要と認められたもの」とは具体的にどのような備品を指し示すものなのか、もしくは他の指定管理施設において、県が「施設権利の継続的な運営に必要と認め、指定管理者が県に無償提供することとなった備品」につきまして、どのようなものがありますか？ また、備品の更新について、現在、備品リストに記載されている大型機械・機器の更新予定は計画されているのでしょうか？</p>	<p>「施設管理の継続的な運営に必要と認められたもの」とは、施設運営に必要で、比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えることなく使用に耐えうるものを想定しています。 本施設で無償提供を受けた備品はありません。他施設については、把握しておりません。 また、現在、備品リストに記載されている大型機械・機器の更新予定の計画はありません。 ただし、機器の老朽化等の状況により今後、検討する可能性があります。</p>
7	<p>提案額について 「県は提案された指定管理料を基に債務負担行為を設定しますが、指定管理料は、提案された金額に基づき予算調整を行い、県議会における予算の書運の議決を経て、年度協定書において確定しますので、提案額が必ずしも保障されるものではありません」とあります。 ① 指定管理の指定の公示以降、基本協定・年度協定の締結の中で、事業計画書に基づいた提案額が下回ることがあることを意味しているのでしょうか？また、逆に上回ることはないのでしょうか？ ② これまでに神奈川県の指定管理施設において、指定管理の指定の公示以降に、事業計画書の提案額が保証されず、提案額を下回る指定管理料で指定管理業務を行うような施設はあったのでしょうか？</p>	<p>① 指定管理者の指定議案と同時に債務負担行為を設定しますが、指定管理料は、提案された金額に基づき各年度毎に予算調整を行い、県議会における予算の議決を経て年度協定書において確定しますので、提案額が必ずしも保障されるものではありません。 ② そのような施設の事例はありません。</p>

番号	質問事項	回答
8	<p>物価水準の大幅な変動について</p> <p>「指定管理料の積算に影響を及ぼす指定管理業務の変更又は法令・制度改正、物価水準の大幅な変動があった場合は、県と指定管理者との協議により、必要に応じて、指定管理料の額を変更します」とあります。一方で、【12 県と指定管理者のリスク分担】においては「物価・金利変動」においては、そのリスクの負担は「指定管理者」の負担とされております。このことを理解するにあたり、指定管理料の変更の必要を認めていただくことのできる物価水準の高騰と、指定管理者側がリスクを負わなければならない物価変動・金利変動と、物価の変動に応じて県との協議により指定管理料の変更が認められるものと、認められないものがあるという理解でよろしいでしょうか？</p> <p>また具体的には、指定管理料の変動が認められる物価水準の高騰と、指定管理者側でリスクを負わなければならない物価・金利変動との違いはどのようなものなのでしょうか？</p>	<p>「物価・金利変動」のリスクは、原則として指定管理者が負担することになりますが、例外として県との協議により指定管理料の変更が認められる場合があります。</p> <p>(参考)</p> <p>県と指定管理者との間で締結している基本協定書において、物価変動に起因して増加費用が発生した場合には、特段の理由がない限り、指定管理者が負担することとしています。基本協定締結時には想定しえなかった物価高騰により、適切な管理運営に支障を来す懸念があるときは、特段の理由が生じたものとして、県との協議対象として扱う場合が考えられます。</p>
9	<p>21世紀の場合は原材料の仕入れ等が少ないので、物価水準の大幅な変動とは、具体的に、施設管理における外注先からの単価引き上げや、契約の見直し等は該当するのでしょうか？</p>	<p>物価水準の大幅な変動に伴う施設管理における外注先からの単価引き上げや、契約の見直し等についても、県との協議により指定管理料の変更が認められる場合があります。</p>
10	<p>県と指定管理者とのリスク分担</p> <p>人件費の高騰については、ここ近年の最低雇用賃金の上昇が大きくかかわってくるものであり、厚生労働省のホームページにおいても「最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度」と記されています。今後、最低雇用賃金については、全国平均1,500円の場合、神奈川県は1,700円が想定されるとも言われていますが、次期指定管理期間中の人件費の算出に当たっては、現在の最低雇用賃金法に基づく算出方法でしか金額を設定できないと思われま。よって、今後の賃金上昇分については、現時点の「制度等変更」の一覧にも記されている、「法令改正や制度改正などにより発生した損害・損失や費用などの負担」という一文、さらには「合理性が認められる範囲」というカッコ書き部分に基づき、賃金上昇率に基づいた県からの負担をいただくことができるという理解でよろしいでしょうか？</p> <p>また、理解が異なる場合には、国の最低賃金制度に基づきどのような形で増額分の費用負担をしていただくことができるのでしょうか？</p>	<p>県の人件費の積算にあたっては最低賃金額ではなく、全国統計の結果を参考としています。</p> <p>また、「物価・金利変動」のリスクと同様に、原則として指定管理者が負担することになりますが、例外として県との協議により指定管理料の変更が認められる場合があります。</p> <p>(協議対象として扱う場合等については、番号8と同様)</p>
11	<p>各リスクの内容部分に「合理性が認められる範囲」とありますが、これは誰がその範囲を判断するのでしょうか？県と指定管理者が協議の上、その範囲を決定するのでしょうか？</p>	<p>県と指定管理者との協議の結果を踏まえ、県が判断します。</p>
12	<p>職員の定例的な昇給はパートタイマーの最低賃金引き上げに対する補填はありますか？</p>	<p>「物価・金利変動」のリスクと同様に、原則として指定管理者が負担することになりますが、例外として県との協議により指定管理料の変更が認められる場合があります。</p> <p>(協議対象として扱う場合等については、番号8と同様)</p>

番号	質問事項	回答
13	<p>大規模な災害等への対応</p> <p>大規模な災害等の発生やそのおそれがある場合、県又は市などに協力してください、とあります。そのような要請に対応すべく、今後、県として県立21世紀の森に対して、自然災害等に備えて備蓄される予定の食料や資材の計画がありましたら教えてください。また、災害時における支援体制についてはどのようになっていますか？特に災害時の費用負担の可能性等がありますか？</p>	<p>現時点では計画はありません。</p> <p>また、大規模な災害への対応により、指定管理者に損害・損失や費用負担が発生した場合には、県との協議により損害・損失や増加費用の全額または一部を県が負担します。</p>
14	<p>災害とは、具体的にどんな災害か、台風、地震、大雨、大雪、富士山爆発等をお示しください。</p>	<p>地震、津波、噴火、落雷、暴風雨、洪水、異常気象、土砂崩壊等を想定しています。</p>
15	<p>ネーミングライツにパートナー制度</p> <p>21世紀の森でもネーミングライツへの可能性があるということですが、ネーミングライツの導入に伴い支払われる金額は、どの程度の金額となり、それらは全て県立21世紀の森の運営や整備などに反映されるために使われるという理解でしょうか？また、すでにネーミングライツを実施している指定管理施設では名称変更に伴い、年間の収支にどの程度の影響が出ているのでしょうか？</p>	<p>命名権料は庁内で最低価格を調整した後、公募での提案額により決定するため、現時点での見込み額は回答できません。命名権料については全額でなく、一定割合が施設整備等に充てられます。</p> <p>また、名称変更による収支への影響をお示しするのは困難ですが、それにより指定管理料が変更されるものではありません。</p> <p>なお、指定管理期間中にネーミングライツパートナー制度を導入する場合は、指定管理者の同意を得ることとしています。</p>
16	<p>著作権について</p> <p>「指定管理者が本施設の管理業務のために作成したキャッチコピー・パンフレット・リーフレット・ホームページ、調査報告書などの著作権の権利は、全て県に帰属するものとします」となっております。</p> <p>現状、県内の指定管理施設のホームページを確認する中では、その施設を管理する指定管理者が著作権を有しているような表記をとっているようにも思われますが、今回、「著作権の権利は全て県に帰属する」となっているのはどのような理由からなのでしょうでしょうか？</p>	<p>著作権の扱いについては、各施設毎の募集要項等に従うこととなります。</p> <p>本施設においては、指定管理者が変更になった場合にも継続性をもって施設運営ができるよう募集要項のとおりの内容としています。</p>